

入院時食事療養標準負担額の変更のお知らせ

令和6年6月1日からの診療報酬改定に伴い、入院中の食事代が変更されます。

区分		改定前		改定後
		患者負担額(1食当たり)		
住民税課税世帯(一般)		460円	→	490円
住民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	・90日までの入院	210円	→	230円
	・90日を超える入院	160円	→	180円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)		100円	→	110円

※指定難病患者は1食260円→280円になります。

皆様のご理解、ご協力お願いいたします。

病院長 江田 泉